

## 静岡大学特別奨学給付金の給付に関する要項

平成23年5月13日

学 長 裁 定

### 1 趣旨

静岡大学特別奨学給付金（以下、「奨学金」という。）は、東日本大震災で被災した本学の学生であって、経済的な援助が必要と認められる者に対する支援を目的とする。

### 2 給付額

奨学金の額は、原則として一人あたり18万円とする。ただし、奨学金の財源となる寄附金の額に応じて、その額を調整する。

### 3 申請

奨学金の給付を希望する者は、静岡大学特別奨学給付金申請書を提出しなければならない。

### 4 選考

前項の申請があった場合は、奨学金の給付の可否を全学学生委員会において審議の上、決定する。

### 5 給付の方法

奨学金は一括給付とする。

### 6 給付決定の取り消し等

奨学金の給付を受けた者が、次に該当するときは、奨学金の給付の決定を取り消し、その者に対して給付した奨学金の返還を求めるものとする。

①学生の本分を著しく損なう行為をした場合

②虚偽の申請を行った場合

③受給者として相応しくないと全学学生委員会において認められた場合

### 7 奨学金に関する事務

奨学金に関する事務は、学生生活・就職支援チームで行う。

### 8 その他

この要項に定めるもののほか、奨学金の給付に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要項は、平成23年5月13日から施行する。